

三重県四日市市内山事案について

事案の概要

・事案の経緯

処分業者により、産業廃棄物安定型最終処分場等において、許可品目外の木くず、紙くずの処分や許可容量を超える廃棄物の埋立が行われ、廃棄物層内で高濃度の硫化水素やメタンガスの発生が判明したことから、県は、平成19年2月、緊急対策としてガスの回収処理等の行政代執行に着手した。

・支障等

行政代執行により、硫化水素ガス濃度は一定レベルまで低下しているものの、その後の調査において、発生原因物質が多く含まれている部分を確認されたことなどから、今後も継続して高濃度の硫化水素ガスの発生が懸念される。

また、廃棄物の間隙から周辺への硫化水素ガス等の漏洩が懸念されるとともに、一部急勾配となっている法面の崩落が起きた場合には、硫化水素ガス等が漏洩し、周辺での悪臭等の被害など、生活環境保全上の支障のおそれがある。

<処分場概要>

許可容量：約10万㎡
許可面積：約1万㎡
投棄量：約34万㎡
投棄面積：約2万㎡



青：許可・届出区域
赤：廃棄物埋設区域
黄：中間処理場



行政対応・責任追及

・行政対応

平成23年度の行政対応検証では、①的確に改善状況を把握し、その履行状況に沿って適切な指示をしていないこと②法律の運用解釈力が欠如していたこと等の指摘があり、これに対し、これまで既に再発防止策として研修を行うなど人材育成や組織力向上等の取組を行ってきたが、さらに県として①職員の経験、情報等を共有する仕組みづくり②法務能力の向上等の取組等を進めていく。

平成24年度の行政対応検証での指摘に対しては、再発防止策の①進捗管理表の作成・公表②取組状況のフォローアップを実施した。

・責任追及

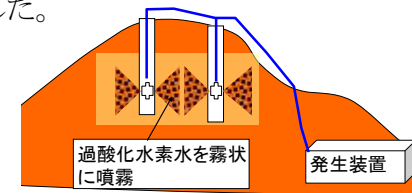
原因者に対しては措置命令を発出している。引き続き原因者に対して費用求償していくとともに、排出事業者に対しても自主的な措置を求める等、厳しく責任追及を行う。

平成30年8月現在

対策工の概要 — 事業主体：三重県

・硫化水素ガス対策(第1段階①)

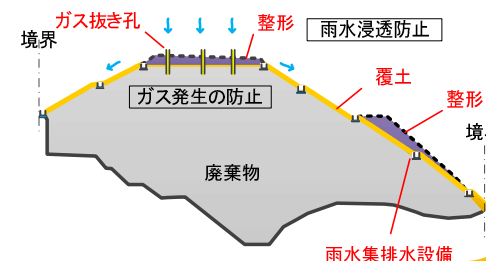
硫化水素ガスが高濃度に発生している範囲等において、廃棄物層内に過酸化水素水を噴霧(霧状酸化剤注入法)して発生原因物質である有機物を分解し、硫化水素ガスの発生を抑制した。



・恒久対策(第2段階②)

整形覆土工を実施し、雨水の浸透を防止するとともに、法面の安定性確保や法面補強を行う。

また、硫化水素ガス等の発生防止機能を持たせた覆土等を実施する。



スケジュール・費用

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34
①	➡										
②	➡										

総事業費：平成24年度～平成31年度 約22億円